第２３号議案

豊川市使用料条例の一部改正について

豊川市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成３１年２月２０日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市使用料条例の一部を改正する条例

豊川市使用料条例（昭和５１年豊川市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中第５号を削り、第６号を第５号とし、第７号を第６号とし、第８号を第７号とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、豊川市ふれあいセンター食堂の廃止に伴い、その行政財産の目的外使用に係る使用料を廃止する必要があるからである。